



令和 8 年 6 月 吉日

## 遺言セミナーがスタートします

平成 24 年にスタートした遺言セミナーも早いもので、もう今年で 13 回を迎えます。途中、受講者不足でお休みにした年もありましたが、何とか続けています。一時期は 12～13 名くらいの受講者のあった年もありましたが、この所は 4～8 名くらいで落ちついています。

遺産分割が出来ないといってお困りの方をみると「何で遺言をしなかったの・・・」とつい思ってしまうことありますが、子どもが思っても親はそれほど意識がなく、結果亡くなった後、少し小競り合いをして解決へというパターンが見かけられます。

最近の遺言状況を見てみると不動産の価格が下がってしまい、以前ほど必要性がなくなったこと、それに合わせて相続でも預貯金が少し相続出来れば「まあいいか」と思って遺言の必要性が下がってきたことなどもあります。

しかし家庭裁判所における遺産分割調停は増えており、遺産分割を多く手掛ける弁護士さんも増えているのではないかと思います。

お金がかかるから、財産がないから、など色々言い訳はありますが、遺言があると相続争いで悩まず、スムーズに行く人を見ると「あの人の家族は先見の明がある」とつい思ってしまうます。

争いを少なくし、次世代の人が困らない遺言の作成がどれだけ自分の家の役に立っていることを、あらためて考えていただければと思います。